

議第29号

市有財産の無償貸付けについて

次のとおり市有財産を無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

平成26年3月3日提出

高山市長 國島 芳明

記

1 貸付財産（建物）

位 置	構 造	床面積（㎡）
高山市上宝町本郷3572番地	鉄骨造平屋建	19.44
	鉄骨造平屋建	389.52
	鉄骨造平屋建	293.78
	鉄骨造平屋建	293.78
	鉄骨造平屋建	86.40
	鉄骨造平屋建	463.20

- 2 貸付けの相手方 高山市上宝町本郷3572番地
有限会社奥飛驒エコセンター
代表取締役 和仁 松男

- 3 貸付理由 施設の有効活用を図るため

- 4 貸付期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

貸付財産位置図

